

農事組合法人（役員変更（理事退任、就任））

理事が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。この印鑑届書には、市区町村の作成した3か月以内の印鑑証明書を添付する必要があります。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

農事組合法人変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○カイ
1. 名称 農事組合法人○○会

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（農業協同組合）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。
なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 主たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 理事の変更

1. 登記すべき事項

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」○○○○

「原因年月日」令和○年○月○日辞任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「住所」○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」○○○○

「原因年月日」令和○年○月○日就任

1. 添付書類

総会議事録 1通

就任承諾書 ○通

定款 1通

（辞任の場合）辞任届 ○通

（注）登記所に印鑑の提出をしている理事が辞任する場合には、登記所提出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、理事が辞任するときは、市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

（死亡の場合）死亡届又は法定相続情報一覧図の写し ○通

（注）法定相続情報一覧図の写しについては、法務局ホームページ「『法定相続情報証明制

度』が始まります！」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

印鑑証明書

○通

(注) 理事を選任した議事録については、議長及び出席した理事全員の実印を押し、当該印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付します。ただし、当該議事録に変更前の理事が法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には、これらの印鑑証明書は不要です。

委任状

1 通

(注) 代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号 (注 1)

申請人 農事組合法人○○会 (注 2)

○県○市○町○丁目○番○号 (注 3)

理事 ○○○○ 印

○県○市○町○丁目○番○号 (注 4)

上記代理人 ○○○○ 印

(注 1)~(注 4) にはそれぞれ、以下のとおり記載します。

(注 1)→主たる事務所

(注 2)→名称

(注 3)→理事の住所

(注 4)→代理人の住所

代表権を有する者(資格は理事)を記載します。理事は、各自法人を代表しますので、理事のうち1名の記載で構いません。

法務局に提出した印鑑を押しします。

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑(認印)を押しします。この場合、理事の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 ○○-○○○○-○○○○

○○法務局 ○○支局 御中
出張所

契印

登記申請書が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑(理事が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑)と同一の印鑑を使用する必要があります。

総会議事録

(一般的な例です。法人の実情に合わせて作成してください。)

総会議事録

1. 招集年月日 令和〇年〇月〇日
1. 開催場所 当法人事務所 (〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号)
1. 開催日時 令和〇年〇月〇日午前〇時
1. 総組合員数 〇名
1. 出席組合員数 〇名
1. 出席した理事 〇〇〇〇 (議長兼議事録作成者)
〇〇〇〇
〇〇〇〇

1. 議長選任の経過

定刻に至り司会者〇〇〇〇開会を宣言し、本日の総会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇が議長に選任された。続いて議長から挨拶の後、議案の審議に入った。

1. 議事の経過の要領及び議案別決議の結果

議案 理事の辞任による改選の件

議長は、理事〇〇〇〇が令和〇年〇月〇日をもって辞任した旨を述べ、後任理事の改選方を議場に諮ったところ満場一致をもって、次の者が理事に選任され、被選任者は、その就任を承諾した。

理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 (新任)

以上をもって議案の全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣言し、午後〇時〇分散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び出席理事全員において次に記名押印する。

令和〇年〇月〇日

農事組合法人〇〇会

総会において

議長理事 〇〇〇〇 印

出席理事 〇〇〇〇 印

同 〇〇〇〇 印

(注) 1 総会の席上で理事が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合には、申請書に、別途、就任承諾書を添付する必要はありません。この場合、「就任承諾書は、総会議事録の記載を援用する。」等と記載してください。

2 議事録に押印した全員の実印を押し、当該印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付します。ただし、当該議事録に変更前の理事が法務局に提出した印鑑と同一のものが押されている場合には、これらの印鑑証明書は不要です。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日開催の貴法人総会において、貴法人の理事に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

農事組合法人〇〇会 御中

辞任届の例

辞任届

私は、この度、一身上の都合により、貴法人の理事を辞任いたしたく、お届けいたします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 印

農事組合法人〇〇会 御中

(注) 登記所に印鑑の提出をしている理事が辞任する場合には、登記所提出印による押印又は市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、理事が辞任するときは、市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

死亡届の例

死 亡 届

貴法人の理事〇〇〇〇は、令和〇年〇月〇日死亡いたしましたので、お届けいたします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
長男 〇〇〇〇

農事組合法人〇〇会 御中

委任状の例

委 任 状

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当法人の理事の変更登記の申請をすること。
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
農事組合法人〇〇会
理 事 〇〇〇〇 (印) (注2)

- (注) 1 原本の還付を請求する場合に記載します。
2 当該理事が法務局に提出している印鑑を押します。